

「あおもり働き方改革推進企業」認証制度要綱

(趣旨)

第1条 企業における若者の雇用安定、女性の継続就業及び活躍推進、男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランスの推進等「働き方改革」に積極的に取り組む企業を県が認証することで、男女問わず全ての労働者が働きやすい環境づくりを推進するとともに労働者の仕事と結婚から子育ての希望の実現への意欲を喚起し、もって男女共同参画社会づくり及び少子化対策の推進に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱において、企業とは、県内に本社、本店又は事業の拠点があり、県内において事業活動を行い、かつ、常時雇用する労働者を有する法人、個人、団体をいう（国及び地方公共団体を除く。）。

(認証申請)

第3条 認証を受けようとする企業は、「あおもり働き方改革推進企業」認証申請書（様式第1号）により、知事に申請するものとする。

2 第1項の申請期限は、令和6年2月29日までとする。

(認証基準)

第4条 知事は、以下のすべての要件を満たす企業を、「あおもり働き方改革推進企業」として認証する。

- (1) 別に定める「あおもり働き方改革宣言企業」であること。ただし、「あおもり働き方改革推進企業」と同時申請することができる。
- (2) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）を遵守した就業規則を作成し、青森労働局（県外に本社のある企業で、県内に事業所がある企業は当該本社のある都道府県労働局）に届け出ていること。
- (3) 「働き方改革」に関する風土づくりに努めていること。（詳細は別紙取組状況チェック表のとおり）
- (4) 若者の経済的安定、女性の活躍・継続就業、男性の家庭参画、ワーク・ライフ・バランスについて指標化した別紙取組状況チェック表において、チェック項目17項目中7項目以上に該当すること。ただし、常時雇用する労働者が301人以上の企業は10項目以上に該当すること。
- (5) 次の各号のいずれにも該当しないこと
 - ア 過去3年間において重大な労働関係法令違反のある企業
 - イ 暴力団、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する企業
 - ウ 県税の滞納がある企業

(審査及び認証)

第5条 知事は申請内容を審査し、認証の可否を決定し、「あおもり働き方改革推進企業」

として認められる場合は「あおり働き方改革推進企業」認証企業（以下「認証企業」という。）として、「あおり働き方改革推進企業」認証書（様式第2号。以下「認証書」という。）を交付する。

- 2 知事は、前項に定める審査に必要と認められる場合には、企業への電話や訪問等による所要の調査を行うことができる。
- 3 認証の有効期間は、認証の日から2年間とする。

（変更の届出）

第6条 認証企業は、申請内容に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、「あおり働き方改革推進企業」認証変更届出書（様式第3号）により、知事に届出なければならない。

（認証の辞退）

第7条 認証企業は、認証を辞退しようとするときは「あおり働き方改革推進企業」辞退届出書（様式第4号）を速やかに知事に届け出し、併せて認証書を知事に返還しなければならない。

（認証の更新）

- 第8条 第5条第3項に規定する認証の有効期間満了後も引き続き認証を受けようとする認証企業は、認証の有効期間が満了する日の30日前までに、更新の手続きを行わなければならない。
- 2 前項に規定する更新手続きには、第3条から第5条までの規定を準用する。

（認証の取消）

- 第9条 知事は、認証企業の基準を満たさないことが明らかになったとき、その他認証企業として適当でなくなったと認めるときは、認証を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により認証を取り消すときは、理由を付して認証企業にその旨を通知するものとする。
 - 3 認証を取り消された場合は、速やかに認証書を知事に返還するものとする。

（取組状況の調査）

第10条 知事は、必要に応じて認証企業の取組状況について調査を行うものとする。

（所掌）

第11条 この要綱に関する事務は、健康福祉部こどもみらい課において所掌し、認証企業等の情報を関係課と共有する。また、認証に係る審査については、必要に応じて企画政策部企画調整課、環境生活部青少年・男女共同参画課及び商工労働部労政・能力開発課と協議の上、行うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本制度の運営について必要な事項は別に定める。

(要綱の廃止)

第13条 この要綱は、令和7年3月31日に廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後の第5条第1項の規定による認証の有効期間は、第5条第3項の規定にかかわらず、認証の日から令和7年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行の際、現に認証を受けている認証企業であって、認証の有効期間の終期が令和7年4月1日以降となっているものの有効期間は、第5条第3項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。
- 4 令和6年3月1日以降に有効期間の終期が到来する認証企業の認証の更新は、第8条第1項及び第2項（第5条を準用する部分に限る。）の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。